

広島県告示第四百四号

腐蛆病のまん延を防止するため、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十二条の規定によつて、次の区域に係る蜜蜂、巣箱、巢脾その他の腐蛆病の病原体を広げ、るおそれのある物品等の移動及び移出入を禁止する。ただし、船又は車に積載したまま通過する場合はこの限りでない。

平成二十六年五月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

尾道市瀬戸田町御寺、名荷、林、中野、福田、宮原、荻、垂水、瀬戸田、鹿田原、沢、高根、因島州江町、因島原町